

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告示	ページ
○障害者自立支援法の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定 (障害保健福祉課)	1
○障害者自立支援法の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の名称の変更の届出 (〃)	1
○障害者自立支援法及び障害者自立支援法施行規則の規定に基づく育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出 (〃)	1
○障害者自立支援法施行規則の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の業務の廃止の届出 (〃)	1
○種畜証明書の交付 (畜産振興課)	2
○基本測量の実施の通知(2件) (用地対策課)	3
○道路の区域変更 (道路課)	3
<b>公 告</b>	
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	3
○都市計画の変更の図書の縦覧 (都市計画課)	3
<b>高知県人事委員会規則</b>	
○職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会規則ほか)	4
○正誤 (平18・4・14付け 人事委員会規則ほか)	5

**告 示****高知県告示第379号**

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関として次のとおり指定した。

平成21年5月12日

高知県知事 尾崎 正直

		標ぼうし	
--	--	------	--

医療機関の名称	医療機関の所在地	ている診療科名(担当している自立支援医療の種類に関係があるもの)	診療科において担当している自立支援医療の種類	指定年月日
エール薬局れいほく店	長岡郡本山町本山580番地1			平成21年4月1日

**高知県告示第380号**

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第64条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関から名称の変更について届出があった。

平成21年5月12日

高知県知事 尾崎 正直

区分	医療機関の名称	医療機関の所在地	標ぼうしている診療科名(担当している自立支援医療の種類に関係があるもの)	診療科において担当している自立支援医療の種類	変更年月日
変更前	医療法人一勇会幡多病院	四万十市右山天神町10番12号	泌尿器科	更生医療	平成21年1月7日
変更後	医療法人島津会幡多病院				

**高知県告示第381号**

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第65条及び障害者自立支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第64条の規定に基づき、次のとおり育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関から指定の辞退について申出があった。

平成21年5月12日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医療機関の所在地	標ぼうしている診療科名(担当している自立支援医療の種類に関係があるもの)	診療科において担当している自立支援医療の種類	指定の辞退年月日
沖薬局	四万十市中村一条通二丁目15			平成20年12月31日

**高知県告示第382号**

障害者自立支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第63条第1号の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関から業務の廃止について届出があった。

平成21年5月12日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医療機関の所在地	標ぼうしている診療科名(担当している自立支援医療の種類に関係があるもの)	診療科において担当している自立支援医療の種類	業務の廃止年月日
有限会社レイホク薬局	長岡郡本山町本山580番地1			平成20年12月

		✓	✓	31日	高知県告示第383号 家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により次のとおり種畜證明書を交付したので、同法第8条第2項の規定により告示する。 平成21年5月12日 高知県知事 尾崎 正直	
種畜證明書番号	検査年月日	名前 (登録・登記番号)	家畜の種類	品種	生年月日	検査成績 飼養者の住所及び氏名
平21高知県臨時第1号	平21・4・23	夢千代 (全和褐208)	牛	褐毛 和種	平17・9・8	2級 高岡郡佐川町 高知県畜産試験場

**高知県告示第384号**

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成21年5月12日

高知県知事 尾崎 正直

1 作業種類

基本測量（一等磁気測量）

2 作業期間

平成21年5月11日から平成22年2月26日まで

3 作業地域

室戸市

**高知県告示第385号**

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成21年5月12日

高知県知事 尾崎 正直

1 作業種類

基本測量（基本重力測量）

2 作業期間

平成21年5月18日から平成22年3月19日まで

3 作業地域

土佐清水市、四万十市及び高岡郡中土佐町

**高知県告示第386号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成21年5月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年5月12日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道

2 路線名 大豊物部

3 道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
香美市物部町安丸字待場1125番から	前	3.7 4.1	16
香美市物部町安丸字待場1122番口地先まで	後	4.0 7.1	16

**公 告**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西土佐地区土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成21年5月12日

高知県知事 尾崎 正直  
役名 氏名 住 所

(退任)

理事	長崎幸一郎	四万十市西土佐藪ヶ市	495-1
"	松浦 栄	"	" 57
"	安岡 浩三	"	下家地 573
"	久保 政廣	"	須崎 352
"	上崎 保	"	" 195
"	宗崎 福威	"	大宮 66
"	竹崎 政司	"	" 1769
"	竹葉 景光	"	" 539
"	宮畠 稔明	"	" 1569- 2
"	石本 正英	"	" 642- 1
"	濱田 稲積	"	" 909
"	中川 勝海	"	" 1329- 6
監事	谷脇 實	"	藪ヶ市 487
"	岡崎 英右	"	大宮 948
"	竹葉 忠明	"	" 1627- 1

(就任)

理事	長崎幸一郎	四万十市西土佐藪ヶ市	495-1
"	松浦 栄	"	" 57
"	安岡 浩三	"	下家地 573
"	久保 政廣	"	須崎 352
"	上崎 保	"	" 195
"	宗崎 福威	"	大宮 66
"	竹崎 政司	"	" 1769
"	竹葉 傳	"	" 472
"	宮畠 稔明	"	" 1569- 2
"	石本 正英	"	" 642- 1
"	濱田 稲積	"	" 909
"	中川 勝海	"	" 1329- 6
"	篠田 定亀	"	" 978
監事	谷脇 實	"	藪ヶ市 487
"	岡崎 英右	"	大宮 948
"	竹葉 忠明	"	" 1627- 1

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2号において準用する同法第20条第1項の規定により南国市から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり該当図書の写しを公衆の縦覧に供する。

平成21年5月12日

高知県知事 尾崎 正直

1 都市計画の種類

高知広域都市計画道路（3・5・55号篠原小籠線）  
高知広域都市計画地区計画（南国工業団地地区計画）

2 縦覧場所

高知県土木部都市計画課及び南国市役所

**人事委員会規則**

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成21年5月12日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

**高知県人事委員会規則第36号****職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則**

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年高知県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

**別表第17中**

歯科衛生士	短大卒	2.5	5	別に定める。	別に定める。
	高校専攻科卒	4	5	別に定める。	別に定める。
	0	2.5	8		
	0	4	9		

を

歯科衛生士	短大3卒	1	5	別に定める。	別に定める。
	0	1	6		
	短大2卒	2.5	5	別に定める。	別に定める。
	0	2.5	8		
	高校専攻科卒	4	5	別に定める。	別に定める。
	0	4	9		

に改める。

別表第19の2 短大卒の一 短大3卒の項中(21)を(22)とし、(20)を(21)とし、(19)を(20)とし、(18)を(19)とし、(17)を(18)とし、(16)を(17)とし、(15)を(16)とし、(14)を(15)とし、(13)を(14)とし、(12)の次に次のように加える。

(13) 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）による歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所（いずれも修業年限3年以上のものに限る。）の卒業

別表第19の2 短大卒の二 短大2卒の項(14)中「歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）」を  
文部科学省令第5号による改正前の歯科衛生士学校養成所指定規則（昭和25年文部省令  
平成16年厚生労働省令第1号）に改め、同表の3 高校卒の一 高校専攻科卒の項(4)中「（昭和25年文部省、厚生省  
第1号）」に改め、同表の3 高校卒の一 高校専攻科卒の項(4)中「（昭和25年文部省、厚生省  
令第1号）」を削る。

**別表第29中**

歯科衛生士	短大卒	1級11号給
	高校専攻科卒	1級7号給

を

歯科衛生士	短大3卒	1級17号給
	短大2卒	1級11号給
	高校専攻科卒	1級7号給

に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定は、平成21年4月1日から適用する。

正誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正						誤							
平18・4・14	号外12	◎人事委員会規則	5	左	行政職級別資格基準表													
												行政職級別資格基準表						
試験	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	試験	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	試験	職務の級	1級	2級	
正規の試験	上級	大学卒		3	4	4	3	4	4	3	4	4	2	上級	大学卒		3	
			0	3	7	11	0	3	7	11	13	0	3	7	11	13	2	
	中級	短大卒		5.5	4	4	2		5.5	4	4	2		5.5	4	4	2	
			0	6	10	14	0	6	10	14	16	0	6	10	14	16		
	初級	高校卒		8	4	4	2		8	4	4	2		8	4	4	2	
			0	8	12	16	0	8	12	16	18	0	8	12	16	18		
	その他		中学卒		9	4	4	3	12	16	20	22		9	4	4	2	
					3	12	16	3	12	16	20	22						

平21・3・27

号外7

◎人事委員会規則

24・25

試験	職務の級 学歴免許	職務の級				
		1級	2級	3級	4級	5級
正規の試験	警察官A 大学卒	0	1	1	3	6
	警察官B 高校卒	0	2	3	5	6
		0	2	5	10	18

試験	職務の級 学歴免許	職務の級				
		1級	2級	3級	4級	5級
正規の試験	警察官A 大学卒	0	1	1	3	6
	警察官B 高校卒	0	2	3	5	6
		0	2	5	10	18

職種	学歴免許	職務の級		
		1級	2級	特2級
主幹教諭及び指導教諭	大学卒			別に定める。
	短大卒	0		別に定める。
教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師(人事委員会が別に定める者に限る。)	大学卒			
	短大卒	0	2.5	
助教諭、養護助教諭、講師(人事委員会が別に定める者を除く。)、実習助手及び寄宿舎指導員	大学卒	0	別に定める。	
	短大卒	0	別に定める。	
	高校卒	0	別に定める。	

  

職種	学歴免許	職務の級		
		1級	2級	特2級
主幹教諭及び指導教諭	大学卒			別に定める。
	短大卒	0		別に定める。
教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師(人事委員会が別に定める者に限る。)	大学卒			
	短大卒	0	2.5	
助教諭、養護助教諭、講師(人事委員会が別に定める者を除く。)、実習助手及び寄宿舎指導員	大学卒	0	別に定める。	
	短大卒	0	別に定める。	
	高校卒	0	別に定める。	

職種	学歴免許	職務の級		
		1級	2級	特2級
主幹教諭及び指導教諭	大学卒			別に定める。
	短大卒	0		別に定める。
教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師(人事委員会が別に定める者に限る。)	大学卒			
	短大卒	0		
助教諭、養護助教諭、講師(人事委員会が別に定める者を除く。)、実習助手及び寄宿舎指導員	大学卒		別に定める。	
	短大卒	0	別に定める。	
	高校卒	0	別に定める。	
<hr/>				
平21・4・28	9137	○告示	5 中(4) 中(6)	字勘重1672番2  字勘重3688番33
<hr/>				
字勘重1672番2				
字勘重3688番33				